

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和2年12月14日（令和2年（行情）諮問第695号）

答申日：令和3年3月25日（令和2年度（行情）答申第518号）

事件名：特定職員に係る特定月の超過勤務の取消しをしたことが分かる超過勤務命令簿の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年7月20日付け特定記号532により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、意見書1及び意見書2の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、資料の記載は省略する。）。

（1）審査請求書

私は、令和2年3月2日に特定税務署特定役職A、特定個人Aさんに○円返却している。

そして、私は事前に残業する旨の指示を受けていないから。

よって、訂正したものがある。

あらなければ、おかしい。

なければ私が不正をしたことになる。

（2）意見書1

（前略）

○円の返却、（超過勤務1時間をしていない（29.1.19?））を特定個人Aに2年3月頃（?だとコピーのなかにあります）特定役職Aの席の前に立ち、返却しました。

その後、受取証はいただいております。

（よって、今回、返済の処理をしていただいているはずです。）

が、特定税務署からの返却もありません。

特定税務署からの現金書留もいただいております。

又、昨年12月1日、私に名古屋国税局から、私がこれまでお願い等してきて、ご回答の為の返信用封とう20程がそして、切手1シート、(連絡用)なりが返送されてきました。

よって、〇円については、すでに処理され、超過勤務手当の返却の書類もあると思います。

訂正した行政文書をかきさないでくださいと国税庁長官に伝えてください。

特定税務署 資産課税部門(評価担当もふくむ)について、特定役職Bですか 共有のなかに、帰宅時間を書くファイルがあります。

私は、これまで再任用がはじまってから、これに入力していません。人によっては、電車の時間の為に20分までおっても、5時20分と入れてあるものもいます。

ただ、何もせづ電車にあわせる為もあり、この20分とかの合算で、超過勤務なりもつけていると思います。

私は、この5年間、一度も、超過勤務手当は、しておりません。

なぜ29年1月19日だけ、ついたのか特定個人Aにも、当時のかくにんをしていただきましたが、私のいんかんは押してありません。

私のいんらんは空はくになっております。

(略)

理由説明書(下記第3)をみると、平成29年1月は、繁忙であったためとありますが、これはうそです。

評価専門官は2月のなかごろから、が急がしくなります(原文ママ)。評定があり、その後報告までが大変です。

そして、路線価とかあやまりがないかのチェックがありますから。

ながながと書きましたが私本人が一番よくわかっております。この5年間のなぜ一時間が私のはんもなく、つけられたのでしょうか。

5年間のうち、1時間ですよ。(略)

国税庁にもっと良く調べてください。

(略)

なぜ、それなら、私のいんかんを29年1月に私がいった時特定役職Cの特定個人C、あるいは、私に特定役職Aなりが、いんかんのもれを知りながら、そのままにしていたのですか。

(略)

もう一度、いいます。

私は、〇円の1時間の超勤代をおかえししました。

行政文書をかきさないでください。

あるいは、訂正することがおはづかしいのですか。

以上です。(略)

追伸

・私は、事前に、そして当日2. 1. 19も、残業する旨の指示を特定職員から受けていません。

又、以上です。

よろしく、お願いいたします。

(3) 意見書2

特定税務署の超過勤務命令簿平成30年1がつから12月までが届きました。添付します。

国税庁は1月が急がしい(原文ママ)時とかでと書いてありましたので、つけたします。

(略)

下記第3の3(1)イについて、

○円を返却しました。「二重線で抹消するなどして、取り消した事績を記載している」ですが、※処理をしわすれたんじゃないんでしょうか。

私は、○円を特定個人Aに返却しました。

なぜ?私のいんかんがなければ、押印を求めないのでしょうか。

下記第3の3(2)アについて、

も、「超過勤務命令を行なった記載がある」となってますが本人の印がもれているのに。

又、これは超過勤務のせい求の手続きであって、命令書なり別にあるのですか。

再任用は事前に超過勤務の手続きをとるようになっております。これを確認してください。なければ、どのようにチェックするのですか。

私が不正をしたのですか、教えてください。

下記第3の3(2)イについて、

平成29年1月19日は繁忙であったためとありますが、繁忙の理由は何ですか?

これを教えてください。

国税庁, 国税局, 税務署は、印のない書類があってもよいのですか。教えてください。

添付資料について

平成30年1月から平成30年12月まで、命令簿が手に入りましたので、1~74枚添付します。

特定個人Bの命令簿平成30年1月から12月までをみてください。

一度もこの一年間はしていません。(してない職員まで、というか名前紙を無駄にしています。)

29. 1. 29(原文ママ)が繁忙っていても、1月はひまですよ。回答まちですから。市町村の固定のメール回とうまちですから。

(略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年7月20日付け特定記号532により処分庁が行った法9条2項に基づく不開示決定（原処分）について、その取消しを求めるものである。

2 本件開示請求について

本件開示請求は、特定個人Bに係る平成29年1月の超過勤務の取消しをした超過勤務命令簿（本件対象文書）の開示を求めるものである。

これに対し、処分庁は、本件対象文書は作成しておらず、保有していないとして原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取消し、本件対象文書の開示を求めていることから、以下、検討する。

3 本件対象文書の保有の有無について

(1) 処分庁に対し、超過勤務等命令簿の作成及び取消しについて確認したところ、以下のとおりであった。

ア 「人事院規則9-7（俸給等の支給）の運用について」13条において、職員に対し超過勤務を命じた場合には、超過勤務等命令簿にその年月日等を記載することとされている。

イ 超過勤務命令を取り消した場合の超過勤務等命令簿の記載について、特段の規定はないが、実務において超過勤務命令を取り消した場合は、超過勤務等命令簿の記載を二重線で抹消するなどして、取り消した事実を記載している。

(2) また、処分庁に対して、特定個人Bに係る平成29年1月の超過勤務の状況を確認したところ、以下のとおりであった。

ア 特定個人Bの平成29年1月の超過勤務等命令簿を確認したところ、平成29年1月19日の勤務に対し1時間の超過勤務命令を行った記載がある。

イ 平成29年1月19日は繁忙であったため、管理者は特定個人Bが所属する部署の職員の多くに超過勤務命令を行った。

ウ 同日、管理者は特定個人Bに対しても1時間の超過勤務命令を行うとともに、超過勤務等命令簿に上記アのとおり記載し、特定個人Bは1時間の超過勤務を行った。

エ 特定個人Bの平成29年1月の超過勤務等命令簿に超過勤務命令の取消しに関する記載はない。

(3) したがって、特定個人Bに係る平成29年1月の超過勤務等命令簿に超過勤務を取り消した事績の記載がなく、超過勤務を取り消した事実も確認できないことから、処分庁において本件対象文書を作成し、保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について
審査請求人のその他の主張は、上記3の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、処分庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年12月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和3年1月19日 審査請求人から意見書1及び資料1を收受
- ④ 同月29日 審査請求人から意見書2及び資料2を收受
- ⑤ 同年2月12日 審議
- ⑥ 同年3月1日 審査請求人から資料3を收受
- ⑦ 同月4日 審査請求人から資料4を收受
- ⑧ 同月17日 審査請求人から資料5を收受
- ⑨ 同月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書であり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、上記第3の3(1)及び(2)のとおり説明するところ、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、処分庁において、念のため、書庫、事務室及び電子ファイルの保存場所を探索したものの、本件対象文書の存在は確認できなかったとのことである。

(2) 当審査会において、「人事院規則9-7（俸給等の支給）の運用について」（昭和28年2月23日給実甲第65号）（人事院事務総長発）及び諮問庁から提示を受けた特定個人Bの平成29年1月の超過勤務等命令簿を確認したところ、その内容は諮問庁の上記第3の3(1)及び(2)の説明のとおりであると認められ、上記(1)の探索の範囲も不十分とはいえない。

(3) 審査請求人は、上記第2の2(1)ないし(3)のとおり主張するが、

本件対象文書の存在について具体的な根拠が示されているとはいえず、
その他に諮問庁の上記説明を覆すに足りる事情は認められない。

(4) したがって、特定税務署において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定税務署において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別紙 本件対象文書

私，特定個人Bが令和2年3月2日に特定税務署特定役職特定個人Aさんに○円を返却しました（特定税務署再任用中に）

これの領収証はいまだにもらっていませんが，平成29年1月の超過勤務1時間○円の取消しをした超過勤務命令簿

（以上，返却を受けた，取消しをしたわかる書類）